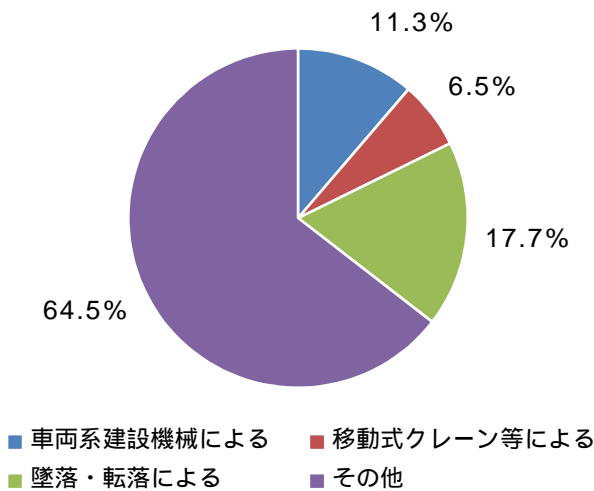


STOP！重機災害

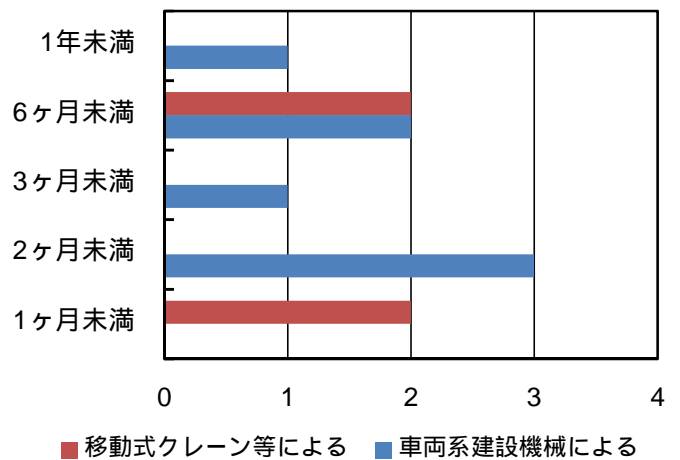
帯広労働基準監督署内の建設業においては、車両系建設機械、移動式クレーンが関係した労働災害が多発しております。

また、災害発生状況を見ると、旋回範囲への立入禁止、適切な方法による玉掛、誘導員の配置等が適切に行われておらず、ひとたび災害が発生すると傷病の程度が重くなっております。

災害要因別



傷病の程度



	災害発生状況	事故の型	被災の程度
1	設備更新工事にて、チェーンブロックを使用して分解部品をつり上げていたところ、既存構造物のフレームにチェーンブロックのフックが引っ掛かっていることに気づかず巻き上げたため、当該フックが耐えられず外れ、その勢いで玉掛作業者に激突したものの。	激突され	90日
2	機械設備更新工事にて、撤去した鉄骨を車両積載形トラッククレーンにてつり上げて荷台に積み込んだところ、当該鉄骨が倒れ、荷台と鉄骨の間に足をはさまれ負傷した。	はさまれ、巻き込まれ	90日
3	工事現場にて、旋回したドラグ・ショベルのバケットに激突され、約2.5メートル下の掘削床に転落し、負傷した。	激突され	90日
4	外構工事において、2段積みコンクリート製柵を移動式クレーンで2点吊りで吊上げ、掘削穴に設置しようとしたところ転倒し、崩れたコンクリート製柵の下敷きとなり負傷したものの。	崩壊・倒壊	90日
5	土木工事現場において、掘削用機械の誘導に従事していた被災者が、後進で走行してきた掘削用機械に轢かれ被災したものの。	はさまれ・巻き込まれ	死亡

帯広労働基準監督署

〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎

TEL (0155)97-1244(安全衛生課)

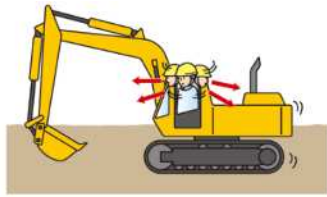
FAX (0155)21-1924



建設機械を動かす前に周囲の安全を確認しましょう。

運転手は、周囲の状況を確認のうえ、建設機械を動かしましょう。

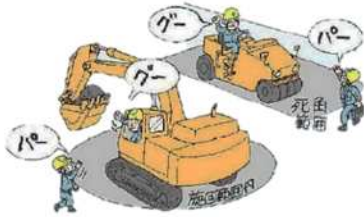
また、確認の際は、指差し呼称等により、しっかり、意識して周囲を見るようにしましょう。



建設機械と接触する恐れがある場所は、立入禁止としましょう。

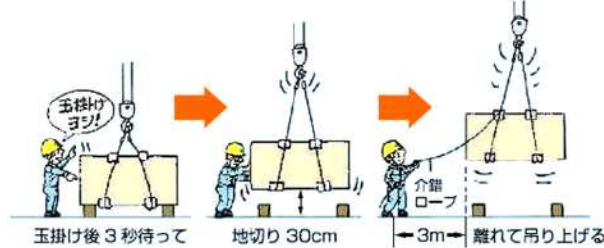
建設機械の稼働範囲は、明確に区画分けをし、立入禁止としましょう。

また、可動範囲に入る場合は、合図を行い、建設機械を停止し、バケット等の作業装置を地面に降ろし、安全を確保したうえで立入るようにしましょう。



クレーン作業では、つり荷の形状に応じた吊り方、つり荷の下・周囲を立入禁止としましょう。

つり荷の落下、倒壊する場所は立入禁止とし、カラーコーン等により立入禁止範囲を明示するようにしましょう。また、玉掛に係るガイドライン等に基づいた安全な作業を行うようにしましょう。



玉掛け後3秒待つ、地切り30cmで荷振れがないよう荷を安定させ、解除ロープを用いて荷から3m離れて荷を吊り上げる

建設機械・移動式クレーンの作業を行う前に作業計画を作成しましょう。

作業前に作業計画を作成し、危険範囲、人員配置、注意事項等を関係労働者間で共有しましょう。また、作業計画は作業を行う場所の状況に応じ作成し、元方事業者においては、その内容を確認し必要な指導を行うようにして下さい。



作業計画の参考様式はこちら
(一般社団法人北海道建設業協会
労務研究会の参考様式です。)



元方事業者は、現場内の安全管理を行いましょ。

元方事業者は、すべての関係請負人と作業方法、労働災害防止対策、車両系建設機械等の作業計画等の連絡調整を日々の打合せにおいて行い、毎作業日に

1回以上作業場の巡視を行い、関係請負人による不安全行動や朝礼等で指示した安全対策が行われているか等の確認指導を行い、目的を持った安全衛生活動を行いましょ。

